

佐世保市立中里小学校 いじめ防止基本方針

目的

児童が安心・安全に生活できる学校、地域をつくるために、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」「だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という共通認識のもと、学校・保護者・地域・関係諸機関が一体となり、いじめの早期発見、防止、対策に向けて取り組み、いじめ問題を根絶することを目的とする。

【目指す子ども像】

やさしい子　　かしこい子　　たくましい子

【P T Aとの連携】

懇談、評議員会、総会等、様々な機会を利用して、児童のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡し、日ごろから保護者との信頼関係を築く。

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、教育相談係、養護教諭、関係児童の担任（必要に応じて）スクールカウンセラー、SSW

【関係機関】

○子ども子育て応援センター
○こども・女性・障害者支援センター
○警察（県警スクールサポート）
○青少年教育センター
○民生委員児童委員・主任児童委員

《いじめの定義》 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与えていたる行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

《いじめの禁止》 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

《保護者の責務等》 第9条 保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めることとする。

『いじめ防止対策推進法』より

「いじめが解消している状態」とは、

少なくとも次の要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為がやんでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（面談等により確認する。）

「平成28年度、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

いじめ根絶に向けての本校の具体的取り組み

【いじめの防止】

- (1) 保護者や地域との連携
- (2) 道徳教育の充実
- (3) 生徒指導の充実
- (4) 特別活動等の充実
- (5) 児童生徒理解等校内研修の充実

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

【早期発見】

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア 教職員による観察や情報交換

児童のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。また、C4th「いいことみつけ」を効果的に活用する。

イ 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノート、i-checkの活用等、きめ細かな把握に努める。

ウ 教育相談体制の整備

校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

エ 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

【いじめに対する措置】

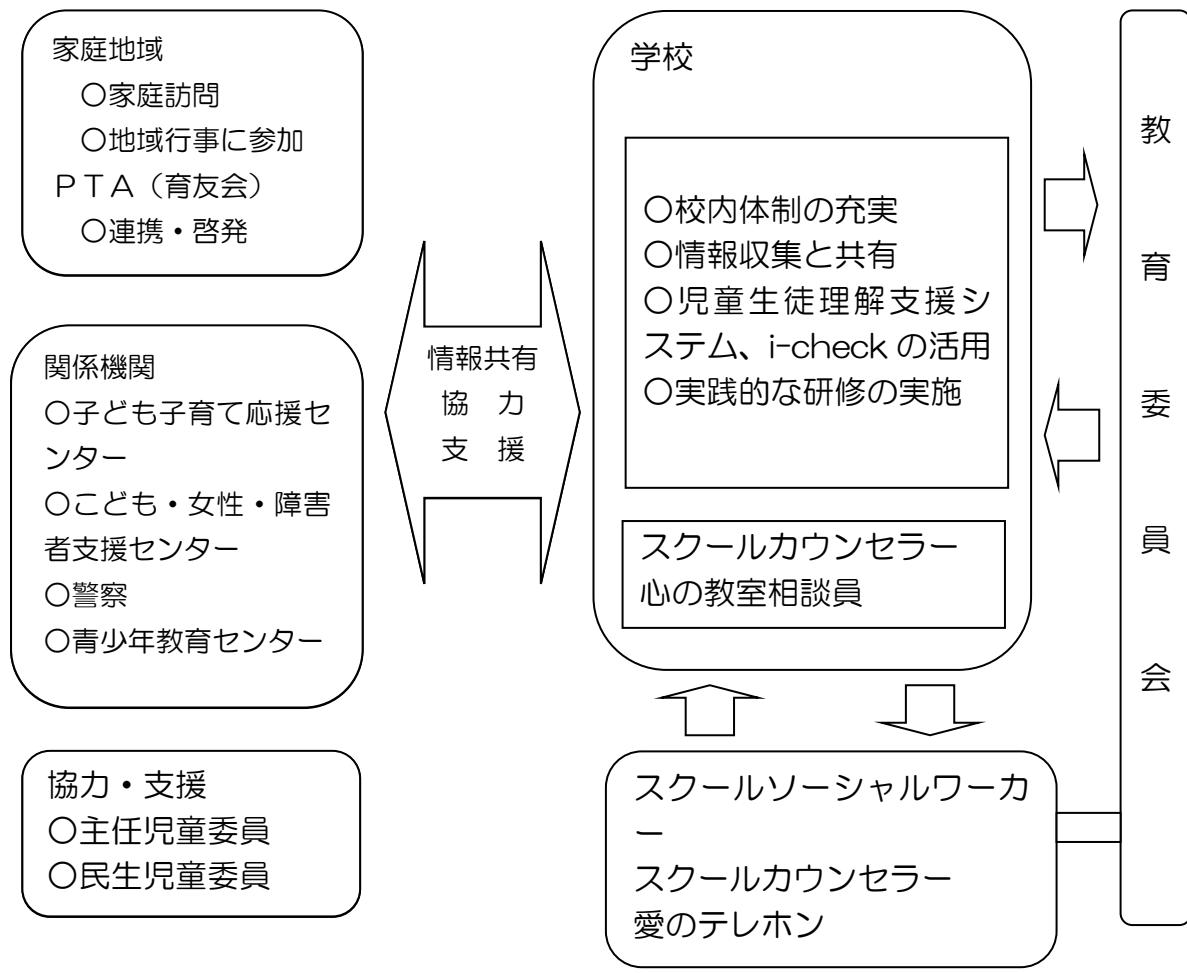
- (1) 的確な情報収集
- (2) 基本的な緊急対応
- (3) 調査による実態把握
- (4) 解決に向けた指導・援助
- (5) 繰続指導・経過観察
- (6) 再発防止

ア いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。

イ いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。

ウ 保護者には、隨時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。

○いじめ予防ネットワーク



命と人権を大切にする集団づくり

○組織的な対応イメージ

①いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「いのちを見つめる強調月間」等による道徳教育の充実
- 児童会活動を通した自己指導能力の育成
- 児童生徒の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化



③情報を集める

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。



④指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む（学級担任、養護教諭、生活指導担当教員、管理職などで役割を分担）

連携

関係機関



⑤A 児童への指導・支援

- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくとも、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

- 常に状況把握に努める。

○年間計画

4月	学校基本方針の確認、懇談や総会等での説明、児童理解	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の児童理解の実施 ・アンケート、面談の実施 ・人権集会の企画・運営 ・必要に応じて、校内支援会議の実施 ・「いいとこみつけ」の活用 ・特別支援学校、幼稚園、保育所等との交流
5月	学校いじめ対策委員会、i-check実施、児童理解	
6月	いのちを見つめる強調月間、学校支援会議、児童理解 アンケート、面談の実施（第1回）	
7月	児童理解、i-check分析	
8月	児童理解、校内研修会	
9月	児童理解	
10月	児童理解	
11月	児童理解、アンケート、面談の実施（第2回）	
12月	人権集会、児童理解、学校評価アンケートの実施	
1月	児童理解	
2月	学校いじめ対策委員会、学校支援会議、児童理解 アンケート、面談の実施（第3回）	
3月	児童理解	

○いじめチェックリスト

学校で	家庭で
<input type="checkbox"/> 衣服の汚れ、破れが頻発	<input type="checkbox"/> 服装が乱れ、汚れている
<input type="checkbox"/> 頭痛・腹痛・吐き気が頻発	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなり、壊れている
<input type="checkbox"/> 元気なく浮かない顔をしている	<input type="checkbox"/> 金品を持ちだしたり、必要ないお金を持っていたりする
<input type="checkbox"/> 教師と視線を合わせない	<input type="checkbox"/> 成績が急に下降している
<input type="checkbox"/> 周りの友だちに気を遣っている	<input type="checkbox"/> おどおどし、感情の起伏が激しい
<input type="checkbox"/> なかよしグループから離れた	<input type="checkbox"/> 朝の起床や登校が遅くなり、登校を渋る
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名で呼ばれている	<input type="checkbox"/> 体や顔に傷がある
<input type="checkbox"/> その子の席に座ろうとしない	<input type="checkbox"/> 友だちの話をしなくなる
<input type="checkbox"/> 友だちから避けられている	<input type="checkbox"/> 不快な呼び名で呼ばれている
<input type="checkbox"/> 机やかばんの中などが荒らされている	<input type="checkbox"/> 友だちとの交わりを避け、外出したがらない
<input type="checkbox"/> 物が隠されたり、壊されたりしている	
<input type="checkbox"/> 実名やあだ名で落書きがされている	
<input type="checkbox"/> 写真などの顔にいたずらされている	
<input type="checkbox"/> 早退、遅刻、欠席が目立つ	
<input type="checkbox"/> 発言や活動に周りの賛同が得られない	
<input type="checkbox"/> 発言や笑いや冷やかし、無視がある	
<input type="checkbox"/> プロレスごっこなどでいつもやられ役になっている	
	いじめている子どもについて
	<input type="checkbox"/> 買ってやった覚えのない品物を持っている
	<input type="checkbox"/> お金の遣い方が荒くなる
	<input type="checkbox"/> 友だちを呼び捨てにし、軽蔑した口調で話す
	<input type="checkbox"/> 友だちとの電話命令的な口調で話す
	<input type="checkbox"/> 学校からの帰りが遅かったり、言葉遣いが悪くなったりしている

○いじめに関する相談窓口

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
児童相談所全国共通ダイヤル	189	こどもの人権110番	0120-007-110
いじめ相談ホットライン	0570-078-310	親子ホットライン (県教育センター)	0120-72-5311
子ども子育て応援センター	0956-25-9705	ヤングテレホン(長崎県警)	0120-78-6714
こども・女性・障害者支援センター	0956-24-5080		